

長崎税務署から確定申告のお知らせ



便利な 申告書の作成は 国税庁ホームページの



「確定申告書等作成コーナー」で!!

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。



「e-Tax (電子申告)」を利用する方におすすめ!

「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータは、e-Tax (電子申告)を利用して提出できます。

「e-Tax」を利用して申告すると・・・

1 最高5,000円の税額控除

平成 22 年分の所得税の確定申告を本人の電子署名及び電子証明書を付して、申告期限内に e-Tax で行うと、所得税額から最高 5,000 円の控除ができます (平成 19 年分から平成 21 年分のいずれかの年分の確定申告でこの控除を受けた方は受けられません。)

2 添付書類の提出省略

医療費の領収書や源泉徴収票等は、**その記載内容 (病院などの名称・支払金額等) を入力して送信**することにより、これらの書類の提出又は提示を省略することができます (確定申告期限から 3 年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。)

3 還付金がスピーディー

e-Tax で申告された還付申告は早期処理しています (3 週間程度に短縮。)

e-Tax のご利用に際しては、電子証明書の取得 (手数料が必要です。また、有効期限は 3 年間です。)、IC カードリーダーライタの購入などの事前準備が必要です。

国税庁ホームページ www.nta.go.jp

確定申告

検索

※ パソコンの環境などにより、ご利用いただけないことがあります。

ここでは、確定申告の際によくある事例として、**年末調整済みの給与所得者の方が医療費控除の申告を行う場合**の「確定申告書等作成コーナー」での入力手順等をご説明します。

なお、提出方法は e-Tax (電子申告) ではなく、**入力したデータを印刷して書面で提出する場合**の説明内容となっています。

また、事業を営んでおられる方や年金収入がある方等については、詳細な説明を省略していますが、「確定申告書等作成コーナー」画面の案内に従って金額等を入力すれば、申告書がご自宅等で作成できますので大変便利です。

是非、ご利用ください。

入力方法等ご不明な点については、長崎県内の各税務署にお問い合わせください。

長崎税務署 095-822-4231

佐世保税務署 0956-22-2161

島原税務署 0957-62-3281

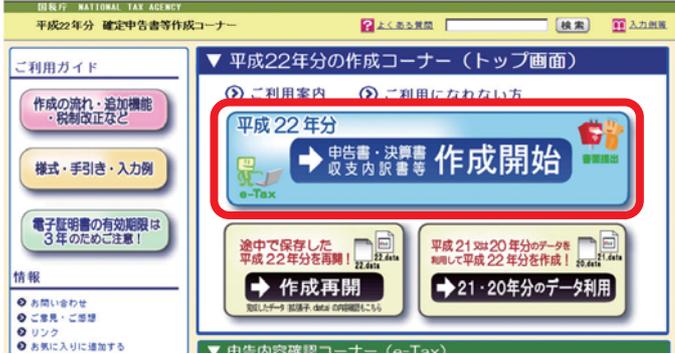
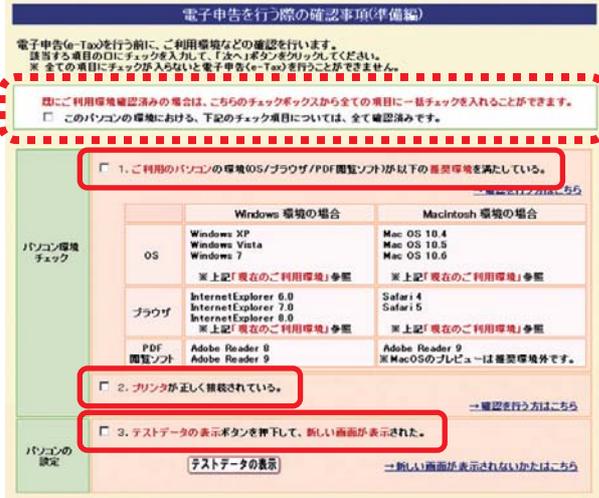
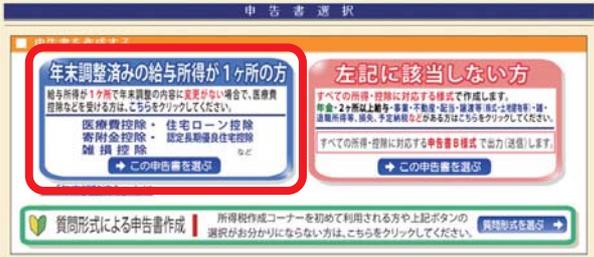
諫早税務署 0957-22-1370

福江税務署 0959-72-2146

平戸税務署 0950-23-2131

壱岐税務署 0920-47-0315

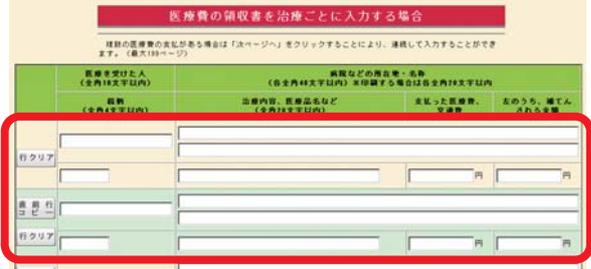
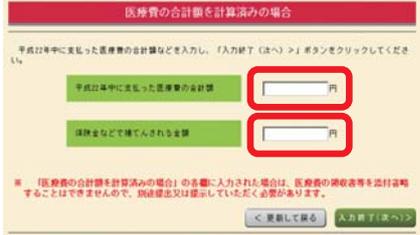
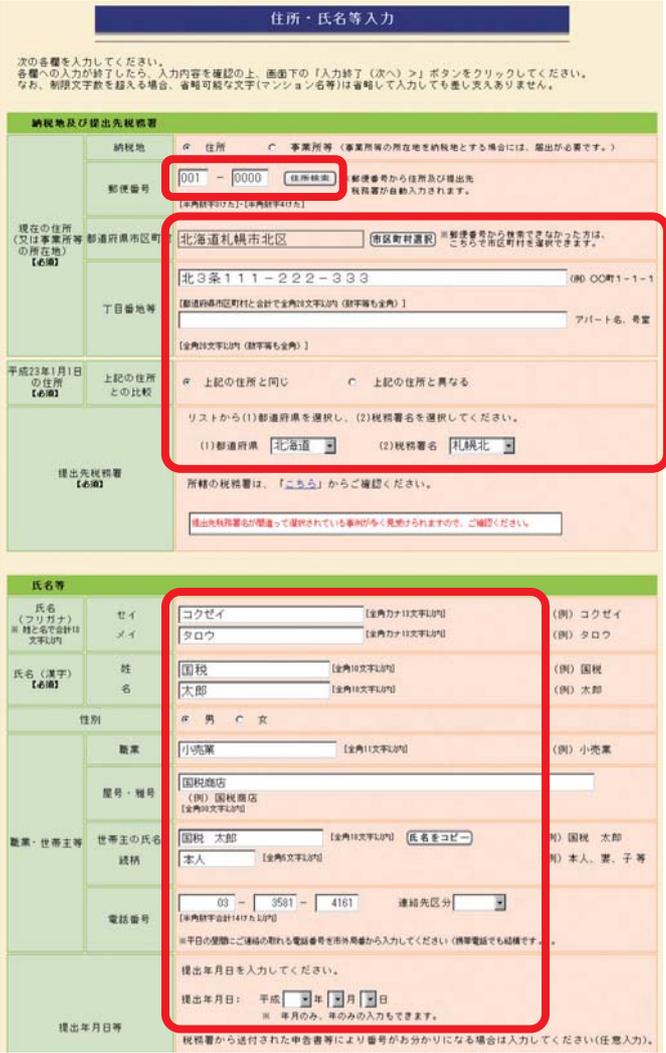
厳原税務署 0920-52-0645

画 面	操 作 等
<p>①平成22年分の確定申告書等作成コーナー（トップ画面）</p> 	<p>「作成開始」を選択します。</p>
<p>②提出方法選択画面</p> 	<p>「書面提出」を選択します。</p>
<p>③利用環境チェック画面</p> 	<p>利用環境のチェックを行います。</p> <p>3つのチェック事項を確認の上、チェックボックスをそれぞれクリックして「✓」を入力します。</p> <p>なお、一括チェックボックスをクリックしてもかまいません。</p>
<p>④作成コーナー選択画面</p> 	<p>「所得税の確定申告書作成コーナー」を選択します。</p>
<p>⑤申告書選択画面</p> 	<p>「年末調整済みの給与所得が1ヶ所の方」を選択します。</p> <p>なお、年末調整済みの給与1ヶ所の方であれば、医療費控除以外にも、住宅ローン控除、寄附金控除等もこの画面から入力できます。</p> <p>(参考) 事業所得や雑所得（年金収入等）など、「年末調整済みの給与1ヶ所」以外の方は、「左記に該当しない方」を選択してください。</p>

画面	操作等
<p>⑥ 提出方法選択及び生年月日入力画面</p>	<p>次の項目を入力してください。</p> <p>① 提出方法選択 「確定申告書等を印刷して税務署に提出する。」を選択してください。</p> <p>② 生年月日 申告する方の生年月日を入力してください。</p>

画面	操作等
<p>⑦ 給与所得入力画面</p>	<p>源泉徴収票を基に次の項目を入力してください。</p> <p>① 支払金額 ② 所得控除の額の合計額 ③ 源泉徴収税額 ④ 支払者の住所及び氏名</p> <p>※ 源泉徴収票に以下の金額等が記載されている場合は、その金額等を該当する欄に入力してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅借入金等特別控除額 ・住宅借入金等特別控除可能額 ・居住開始年月日 <p>①から④までを入力したら、「医療費控除」を選択してください。</p>

画面	操作等
<p>⑧ 医療費の入力方法選択画面</p>	<p>「医療費の領収書を治療ごとに入力する。」 「医療費の合計額のみ入力する。」 のいずれかを選択してください。</p> <p>※ 「医療費の合計額のみ入力する。」を選択した場合は、明細書を別途作成する必要があります。</p>

画 面	操 作 等
<p>⑨-1 「医療費の領収書を治療ごとに入力する」を選択した場合</p>  <p>⑨-2 「合計額のみ入力する」を選択した場合</p> 	<p>医療費の領収書の内容を入力してください。</p> <p>※複数の病院等で治療を受けるなど、その領収書が多数ある場合には、医療を受けた人ごとに、かつ、治療を受けた病院や薬局別に取りまとめて入力しても差し支えありません。</p> <p>「平成22年中に支払った医療費の合計額」と「保険金などで補てんされる金額」をそれぞれ入力してください。</p>
<p>⑩住所・氏名等入力画面</p> 	<p>次の項目を入力してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①納税地 ②提出先税務署 ③氏名、電話番号等 ④提出年月日 ⑤還付金振込口座 <p>入力終了後、次画面の「印刷画面の表示」をクリックして申告書を印刷してください。印刷した申告書等は添付書類とともに郵送等で所轄の税務署へご提出ください。</p> <p>なお、本年から添付書類は「添付書類台紙」に添付してください。申告書第二表の裏面には添付しないでください。</p> <p>※申告書に添付する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与所得の源泉徴収票 ・医療費の領収書 <p>なお、医療費の領収書を返却希望の方は、返却用の封筒（切手貼付済み）も添付願います。</p>